

平成 25 年 6 月 27 日

日本司法支援センター

理事長 梶谷 剛 殿

日本司法支援センター

監事 藤 原 藤



監事 山 下 泰 子



平成 24 年度監事監査の結果について

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づき実施した平成 24 年度監事監査について、同規程第 10 条第 1 項の規定により監査結果報告書を作成したので、別紙のとおり提出します。

別紙

平成 24 年度監事監査結果報告書

第 1 監査の種類

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づく定期監査

第 2 監査の対象

日本司法支援センターにおける業務の運営・執行状況及び会計処理状況

第 3 監査対象期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

第 4 監査項目

- 1 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- 2 中期計画及び年度計画の実施状況
- 3 組織の管理及び制度全般の運営状況
- 4 業務運営の効率化の状況
- 5 財務諸表及び決算報告書の適否
- 6 資産の取得、管理及び処分の状況
- 7 その他業務に関する重要な事項

第 5 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 執行部会への定期的な出席、監事監査規程第 11 条に基づき監事に回付される各種文書（会計監査人作成の監査報告書、内部監査規程第 8 条に基く監査報告書等を含む。）の点検、本部並びに地方事務所等の職員からの説明聴取等の方法により、第 4 記載の監査項目について、監査を実施した結果、いずれの点についてもおおむね問題はなく、業務の運営・執行は適正かつ効率的に、また、会計処理は適正に行われていると認める。



## 第6 要望事項

- (1) 法テラスが毎年実施している認知度調査によれば、法テラスの認知度は年々上昇してきているものの、直近の平成24年12月時点での認知度は50パーセントを下回っており、その認知度は、「名前だけは聞いたことがあるような気がする」、「名前だけは確かに知っている」という回答者を含むものである。この認知度調査の結果が実際の全国的な認知度を表すものであるとは必ずしも言えないかもしれないが、法テラスの利用につながるには、その業務内容がある程度知られていることが必要であることからすると、その意味での実質的な認知度は、未だかなり低い数値にとどまっているものと考えられる。

法テラスが、総合法律支援法に定められているとおり、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指す」ことを基本理念としていることに照らしても、法テラスの業務は、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを現に必要とし、あるいは将来必要とする可能性のある国民に広く知られていることが前提的に不可欠である。

広報宣伝のための予算が縮小されつつある中で、今後の広報宣伝はより一層の工夫が必要になるものと考えられるが、例えば各地方事務所の所長以下の各職員が、これまで以上に意識的かつ積極的に、地域のさまざまな場所や集会に出向いて法テラスの業務を説明する機会を持つなど、少ない費用で効果が実感しやすい広報宣伝の方法を工夫して全国的に粘り強く実践し、近い将来においてその実質的な認知度を大きく上昇させることを目指して努力することが望まれる。

- (2) 代理援助の受任者は、個別契約の締結から3ヶ月以内に着手報告書を提出することが義務付けられ、援助案件が終了したときは速やかに終結報告書を提出することが義務付けられているところ、これらの報告書の提出が遅延し、または何年も提出されないままになっている事例が全国的に少なからず存在することが認められる。

これは、①着手自体が遅れている、②着手しているが着手報告書が提出されない、③着手したが事案の性質上、長期にわたっている、④着手したが何らかの不都合な事情により進行が長く滞っ



ている、⑤終結したが終結報告書が提出されない、などの事情によるものであると考えられる。

法テラスは、援助案件についての個別契約の当事者として、また、被援助者のためにも、援助案件の処理について、その着手から終結までの進行状況を的確に把握する必要があり、そのために、受任者に対し、着手報告書、終結報告書の提出を義務付けているほか、別の手続きが必要になったときに中間報告書の提出を義務付け、また、援助開始決定後2年を経過したとき、または必要があると認めたときは、事件の進行状況に関する報告書の提出を求めることができることが業務方法書において定められているのであるから、①着手報告書の提出が遅れている場合は、受任者に対し、着手しているかどうかを確認し、まだ着手していないときは着手を督促し、すでに着手しているときは報告書の速やかな提出を要請する、②終結報告書が長く提出されていない場合は、終結しているかどうかを確認し、まだ終結していないときは事件の進行状況に関する報告書の提出を積極的に要請し、何らかの不都合な事情により進行が滞っているときは適切な対策を講じるべく要請し、中間報告書を提出すべき変化があるときは、同報告書の提出を要請し、すでに終結しているときは終結報告書の速やかな提出を要請するなど、すべての援助案件の進行状況を的確に把握・管理することに努めることが望まれる。

以上